

# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成23年8月22日)

〔件 名〕

- 1 「とっとり環境イニシアティブ推進プロジェクトチーム全体会議」の開催について  
(環境立県推進課)・・・1
- 2 湖山池会議の概要について  
(水・大気環境課)・・・2
- 3 持続可能な地下水利用に係る検討会の概要について  
(水・大気環境課)・・・4
- 4 「鳥取県食品衛生法施行条例」の一部改正に係るパブリックコメントの実施結果について  
(くらしの安心推進課)・・・9
- 5 県内でと畜される牛の肉の放射性物質の全頭検査について  
(くらしの安心推進課)・・・11
- 6 「第9次鳥取県交通安全計画(案)」に係るパブリックコメントの実施について  
(くらしの安心推進課)・・・12

生活環境部

# 「とっとり環境イニシアティブ推進プロジェクトチーム全体会議」の開催について

平成23年8月22日  
環境立県推進課

県民とともに未来づくりをする知事アジェンダの推進にあたり、現場の声を反映し県民・民間事業者等との連携・協働を進めるため、「未来づくり推進本部」に設けるプロジェクトチームに、県民・民間事業者等から参画いただくこととしています。

このたび、プロジェクトチームの一つとして、「とっとり環境イニシアティブ推進プロジェクトチーム（以下、「PT」と言う）」を立ち上げ、全体会議を開催します。

## 1 とっとり環境イニシアティブ推進プロジェクトチーム（PT）

(1) 目的： 本県では、NPOや地域、企業などと連携・協働して、全国をリードする環境実践「とっとり環境イニシアティブ」に取り組むこととしています。

このため、重点的に取り組むべき項目を抽出し、目標と目標を達成するための施策を掲げた実行計画（とっとり環境イニシアティブプラン（以下、「プラン」）と言う）の策定に向けて、官民連携による検討の場としてPTを立ち上げます。

PTでは、重点施策（エネルギーシフト、省エネ実践及びリサイクル推進）の関係機関から助言等をいただくとともに、プランに掲げる各種施策への協力・協調等を通してプランを推進します。

(2) 構成： PTのメンバー構成は、次の28団体（予定）

分野	PTメンバー(予定)
商工関係団体	鳥取県商工会議所連合会、鳥取県商工会連合会、鳥取県中小企業団体中央会
エネルギー供給事業者	中国電力株式会社、鳥取ガス株式会社、山陰酸素工業株式会社
関係団体	鳥取県農業協同組合中央会、鳥取県森林組合連合会、鳥取県漁業協同組合、社団法人鳥取県産業廃棄物協会、とっとり環境ネットワーク、鳥取県地球温暖化防止活動推進センター
金融機関	山陰合同銀行、鳥取銀行
交通機関	西日本旅客鉄道株式会社、社団法人鳥取県バス協会
県民・消費者代表	鳥取県連合婦人会、鳥取県生活協同組合連合会
学術機関	鳥取大学、鳥取環境大学、米子工業高等専門学校、財団法人鳥取県産業振興機構、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
行政機関	経済産業省中国経済産業局、環境省中国四国地方環境事務所、鳥取県市長会、鳥取県町村会、鳥取県

## 2 全体会議

(1) 日時：平成23年8月31日（水） 午前10時から11時30分まで

(2) 場所：鳥取ワシントンホテルプラザ ダイヤモンドホール（2階）

(3) 議題（予定）：

① とっとり環境イニシアティブプロジェクトチームについて

② 意見交換（重点施策の現状と課題、プラン策定に向けた施策検討など）

(4) 出席予定者：上記PTメンバーの代表者など（県からは平井知事が出席）

## 3 今後の予定

○ 重点施策ごとに民間参画による3つのワーキンググループ（WG）を立ち上げ検討

① 「とっとり発エネルギーシフト戦略WG」、② 「省エネ実践検討WG」、

③ 「リサイクル推進検討WG」

○ プラン概要版策定：平成23年11月（予定）

○ プラン完成版策定：平成24年2月（予定）

## 湖山池会議の概要について

平成23年8月22日  
水・大気環境課  
農政課  
河川課

知事と鳥取市長との意見交換会（H22.5.14）等の合意により「湖山池の望ましい姿」を検討するために発足した「湖山池会議」を開催し、今後の将来ビジョン策定に向け、悪臭や汚濁の要因である、アオコやヒシの発生を抑制し、景観を含めた環境改善のために、現在の塩分濃度をより高塩分での管理（東郷池程度の塩分）を行う方向が望ましいことを確認し、この際に必要となる農業対策を検討することとした。

### 1 開催日時等（第5回）

- 日時：平成23年8月3日（水）10：00～
- 場所：鳥取市役所 本庁舎 第3会議室
- 出席者：（鳥取市）副市長 他関係部長、（鳥取県）統轄監 他関係部長

### 2 議事概要

#### (1) 水質シミュレーションについて

- Dパターン（全開時）シミュレーション結果  
塩分濃度年平均約7,000mg/Lとなり、貧酸素域は拡大の方向。COD（化学的酸素要求量）は現状と大きな変化はないものの若干改善傾向。また、生物相は淡水性中心から汽水性中心に変化。
- Cパターン（東郷池程度）シミュレーション結果  
塩分濃度年平均約3,000mg/Lとなり、貧酸素域は拡大の方向。CODは現状と大きな変化はなく改善は見られない。また、生物相は淡水性中心から汽水性中心に変化の傾向。

#### (2) 営農意向アンケート（瀬土地改良区）結果について

- 水稻作付について、現状維持する意向の農家は、5年後57%、10年後には46%と減少する傾向。
- 営農上の問題点として、儲からない、後継者がいない、農機具の更新ができない等の意見が多く、10年後には水田営農をやめる意向の農家は30%近く見込まれた。
- 瀬土地改良区役員会としては、このアンケート結果を受けて、地域ぐるみで作業受託等の体制を整えるなど、瀬地区の営農の維持を図りたい意向。

#### (3) 今後の湖山池の方向性について

- 悪臭や汚濁の要因である、アオコやヒシの発生を抑制し、景観を含めた環境改善のために、水門の開放時間を長くして海水の流入を多くし、現在の塩分濃度をより高塩分での管理を行う方向を確認
- 自然環境の変化が比較的小幅に抑えられるCパターンでの塩分管理が目指す方向と確認。この際に必要となる農業対策を検討する。
- 住民や関係者の意見を聞きながら年内の将来ビジョン策定を目指す。

#### [参考：過去の湖山池会議の開催概要]

##### 第1回（H22年6月25日）

- ・湖山池の将来ビジョンの策定に向け、市民協働推進ワーキング及び水質浄化・生態系ワーキングを設置して検討することを決定

##### 第2回（H22年8月11日）

- ・住民に対するアンケート内容や意見交換会の実施方法の検討
- ・湖山池の将来像パターンの検討及び水質浄化方策の取りまとめ
- ・繁殖の著しいヒシ除去対策に県・市で精力的に取り組むことの決定 等

##### 第3回（H22年10月29日）

- ・市民アンケート内容や実施方法を決定
- ・水質浄化施策の検討結果について確認
- ・ヒシの刈取り実績、効果について確認 等

##### 第4回（H23年3月30日）

- ・市民アンケート結果によると東郷池程度の環境を望む意見が多かった
- ・営農意向調査を行うことを決定
- ・平成23年の水門管理については、平成22年度の実績を基本とすることを確認 等

## 湖山池の今後の方向性について

## 湖山池周辺状況

将来像の4パターン(案)	Aパターン 塩分：150～330(mg/L) H1 合意	Bパターン 塩分：約300～1,000(mg/L) 現状	Cパターン 塩分：約2,000～5,000(mg/L) 東郷池程度	Dパターン 塩分：約5,000～9,000(mg/L) 中海の上流程度
市民アンケート (支持率)	△ (6.8%)	○ (20.3%)	◎ (43.1%)	△ (5.9%)
瀬地区営農意向アンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水稲作付けについて現状維持意向の農家の割合は、5年後(57%)、10年後(46%)</li> <li>・ 水田営農をやめる意向の農家割合は、10年後には30%</li> <li>・ 湖山池の将来像として、市民アンケートと同様にCパターンが最も多い支持(47%)</li> </ul>			
水質シミュレーション	－：未実施	－：未実施	△：CODは現状と大きな変化はなく 改善は見られない (COD 5.1→5.1:平均値) 注) Dパターンシミュレーションモデルを使用	○：CODは現状と大きな変化はないもの の若干改善傾向 (COD 5.1→4.8:平均値)
市民注目点 (生育環境)	アオコ：◎ ヒシ：◎ 赤潮：× フナ・コイ：◎ シジミ：× 特定希少野生動植物 (カラスガイ)：○	アオコ：◎ ヒシ：◎ 赤潮：× フナ・コイ：◎ シジミ：× 特定希少野生動植物 (カラスガイ)：○	アオコ：× ヒシ：× 赤潮：△ フナ・コイ：○ シジミ：○ 特定希少野生動植物 (カラスガイ)：×	アオコ：× ヒシ：× 赤潮：○ フナ・コイ：× シジミ：○ 特定希少野生動植物 (カラスガイ)：×
水門操作 (経済性)	必要 (×)	必要 (×)	必要 (×)	不要(全開) (◎)

湖山池に生育するヒシの発芽特性について

近年湖山池に大繁茂しているヒシが塩分等により受ける影響を把握するため、発芽時における水温と塩分濃度の特性について室内実験を行った。

【結果概要】

- 塩化物イオン濃度が2,000mg/Lでは発芽はするものの生育に影響を受け始め、6,000mg/L以上では生育できないこと、さらに、塩化物イオン濃度が10,000mg/Lではほとんど発芽できないことがわかった。
- また、発芽可能な水温は10~15℃以上であり、湖山池では3月下旬から4月下旬の水温に該当する。
- 東郷池など実際の湖沼の状況を見ると、湖沼の塩化物イオン濃度が最大約3,000mg/L以上となる湖沼ではヒシは生育できないものと考えられる。

1 試験方法

- (1) 試験品 湖山池で採取したヒシの種子
- (2) 発芽条件 1 試験区あたり 25 個×2 系列  
 春化处理：5℃、約2ヶ月  
 試験水温：10、15、20℃  
 塩化物イオン濃度：0、500、1,000、2,000、6,000、10,000 mg/L
- (3) 判定方法 2mm 以上の芽が出たものを発芽したものとして計数  
 試験終了後（21日経過後）に芽の長さを計測
- (4) 実施機関 衛生環境研究所

2 結果

- (1) 水温特性（図1）
  - ① 10℃では発芽しない。
  - ② 15℃以上で発芽し、水温が高いほど発芽に要する日数は短い。
- (2) 塩化物イオン濃度特性（図1）
  - ① 10,000mg/Lではほとんど発芽しない。
  - ② 2,000mg/L以下では大きな差が見られず、発芽率は概ね70%以上。
  - ③ 15℃では、6,000mg/Lで発芽率が約40%まで低下。
- (3) 発芽後の芽の長さ（図2）
  - ① 2,000mg/Lでは芽の長さが極端に短い。

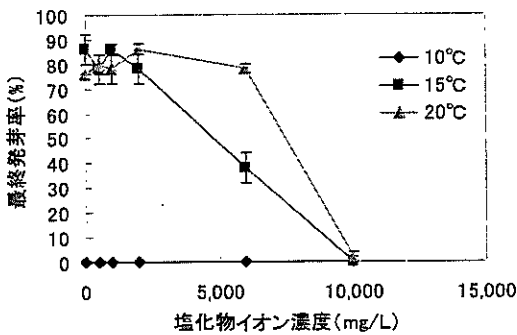


図1 各試験区における最終発芽率

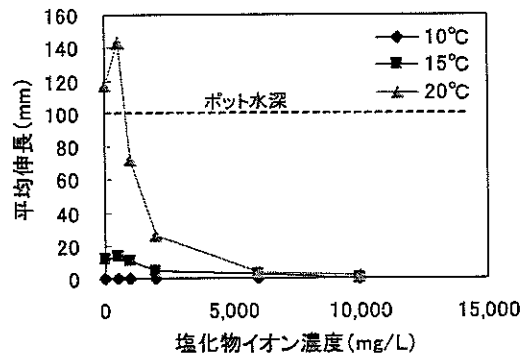


図2 各試験区における発芽後の芽の長さ

② 6,000mg/L以上では殆ど芽が伸びていない。

3 他湖沼の状況

湖沼名	都道府県	ヒシの状況	塩化物イオン濃度 (mg/L)		参考
			西部	東部	
三方湖 (みかたこ)	福井県	大繁茂 (湖内の約2/3)	西部	最大:1,560 最小:150	三方五湖の内、最上流に位置する
			東部	最大:1,710 最小:43	
菅湖 (すがこ)		無し (三方湖を結ぶ水路のみで生育)	中央部	最大:3,140 最小:1,080	三方五湖の内、三方湖の下流に並列に位置する
水月湖 (すいげつこ)		無し	北部	最大:3,560 最小:1,180	
東郷湖	鳥取県	無し	南部	最大:4,890 最小:934	
			中央部	最大:3,700 最小:450	

## 持続可能な地下水利用に係る検討会の概要について

平成23年8月22日  
水・大気環境課

- 持続可能な地下水の利用に向け、地下水利用の現状把握、届出等に係る制度設計を検討することを目的に、行政機関を構成員とする検討会を平成23年1月13日に設置し、現在までに計4回の検討会を実施した。
- 検討会では、全国の動向、鳥取県の地下水を取り巻く現状、持続可能な地下水利用に向けた考え方、具体的な制度のあり方等について議論が行われた。
- 第4回検討会では、検討会で議論した内容を整理した「持続可能な地下水利用に向けた中間とりまとめ」について、検討会としてとりまとめることとされた。
- 別添原案を元に、事業者、市町村等と意見交換予定。

### 1 「持続可能な地下水利用検討会」の設置

- 設置日：平成23年1月13日
- 構成員：国土交通省（鳥取河川・日野川河川事務所）、鳥取県（生活環境、商工、農林、県土、企業局）、鳥取市、米子市、江府町、伯耆町
- 検討内容：鳥取県内地下水の調査報告、国の動き、全国の動向、先進県（熊本（保全・涵養）、静岡（塩水化）、山梨（地盤沈下））の視察調査を踏まえ、持続可能な利用に向けた具体的施策等の検討を実施した。

### 2 検討会概要

#### (1) 第1回

- 日時等 平成23年1月13日 午前10時～12時（於～中部総合 第205会議室）
- 協議事項
  - ・検討会の設置趣旨、検討スケジュール、鳥取平野及び大山南勢麓に係る共同研究成果の報告、関連法令との関係 等
- 結果
  - ・委員からは、企業によって過度の負担とならないよう配慮すること、下流の利水者の立場を踏まえた規制とすべきといった意見が出された。
  - ・各委員に対し、次回までに条例等の制定時に影響のある事項等の抽出作業を依頼した。

#### (2) 第2回

- 日時 平成23年2月10日 午前10時～12時（於～中部総合 第205会議室）
- 協議事項
  - ・国及び全国の動向、先進地視察概要、地下水の利用の規制に関する緊急措置法案の概要、条例骨子（案）等
- 結果
  - ・委員からは、条例の目的が規制なのか実態把握なのか不明確といった意見が出された。また、骨子案について各委員への意見照会を行うこととされた。

#### (3) 第3回

- 日時 平成23年3月15日 午前10時～12時（於～中部総合 第202会議室）
- 協議事項
  - ・骨子案に対する意見集計結果、骨子（案）の考え方、条例（案）について 等
- 結果
  - ・骨子（案）の考え方について検討会としての合意を受ける予定であったが、検討会の委員が企業誘致、水道担当、水環境担当等、各立場で主張が異なり、合意には至らなかった。このため、再度、修正を行い、意見照会することとされた。

#### (4) 第4回

- 日時 平成23年7月28日 午前10時～12時（於～中部総合 第205会議室）
- 協議事項
  - ・「持続可能な地下水利用に向けた中間とりまとめ（案）」について
- 結果
  - ・中間取りまとめを別添のとおり作成し、市町村、事業者等との意見交換を実施した上で、再度検討会を開催し、最終取りまとめとすることとされた。

### 3 今後の予定

- 8月～9月 市町村、事業者等意見交換会、パブリックコメント等
- 12月 議会付議
- 24年4月 条例施行

# 持続可能な地下水利用に向けた中間とりまとめ

平成23年7月28日  
水・大気環境課

## 【持続可能な地下水利用に係る検討会の概要】

- 目的 県民の生活に欠くことのできない地域共有の貴重な資源であり、公共の利益に最大限沿うように利用されるべき資源である地下水に関し、持続可能な利用について必要な方策を検討する。
- 設置日 平成23年1月13日～4回開催
- 構成員 国土交通省（鳥取河川・日野川河川事務所）、鳥取県（生活環境、商工、農林、県土、企業局）、鳥取市、米子市、江府町、伯耆町
- 内容 鳥取県内地下水の調査報告、国の動き、全国の動向、先進県（熊本（保全・涵養）、静岡（塩水化）、山梨（地盤沈下））の視察調査を踏まえ、持続可能な利用に向けた具体的施策等の検討を実施した。

### 1 全国の動き

- ・全国的に外国資本による森林買収（地下水源占有の懸念）の動きが社会的課題として取り上げられ、国会では本年4月に森林法が改正されたほか、地下水利用規制緊急措置法案が審議されている。
- ・また、自由民主党が「地下水の利用に関する緊急措置法案」を国会に提出しており、民主党も水政策プロジェクトチームを設置して各省庁のヒアリングを実施している。

### 2 鳥取県の地下水を取り巻く現状

#### （1）地下水の調査結果（平成19～21年度の3年間、鳥取大学に委託実施）

- ・鳥取平野は、現状の汲み上げ量を継続することに問題はないと考えられるが、塩水化を監視する必要がある。
- ・大山南西麓は、現時点で水収支の不足はないが、流動解析の精度向上のため、地下構造を詳細に把握し、地下水利用の現状を正確に把握する必要がある。また、灌漑用水の実態を流域毎に調査し、河川流量（低水管理）を含めて常時監視していく必要がある。

#### （2）最近の動き

- ・平成23年3月、米子市議会、大山町議会において「地下水の利用や水源確保」に係る議論がなされ、県内への企業の進出等の動きがあるなど、今後、地下水の利用が増加し関心が高まると考えられる。
- ・平成23年5月には米子市水道局が、水資源の賦存量や水脈調査の研究及び今後の新たな水源開発の推進を図るための資料を収集し、持続可能な地下水利用に向けた提言として「大山山麓西部域の水資源懇談会報告書」をとりまとめた。

### 3 総括的な考え方

- ・鳥取県内では、過去、鳥取平野の地盤沈下の事例を除いて、地盤沈下や塩水化等の支障が生じた事例は確認されていない。また、このたびの地下水調査の結果から、現状の利活用であれば問題ないと考えられる。
- ・しかしながら、現段階から地下水の採取量や水位等の実態を把握することは必要であり、今後の利用実態によっては何らかの規制を課す仕組みを検討する必要もある。

#### 4 持続可能な地下水利用に向けた基本的な考え方

- ・事業者(水道事業者を含む)、県(市町村)及び県民の責務を明確にする。
- ・条例等により、一定規模以上の設備を用いて地下水を採取する事業者に対して、揚水設備等の届出及び年間採取量の報告を義務づける。
- ・なお、状況把握している中で、地下水の枯渇や塩水化の発生の兆候が認められた場合、県は実態把握の上、当該地域について、新たな揚水設備の設置に際し、周辺井戸への影響調査を義務付けるなど、追加して規定することを検討する。

#### 5 条例案の構成

##### (1) 目的

- ・地下水を持続的に利用できる環境を維持する。
- ・地下水は「県民生活にとって欠くことのできない地域共有の貴重な資源」であり、広く県民に対して、持続的利用に向けた「意識醸成」を図る。

##### (2) 県民の責務

- ・県民は、地下水が地域共有の貴重な資源であることを認識し、自然に恵まれた環境の恩恵として、古代から引き継がれた地域の貴重な資源として次世代へ引継ぐよう、自ら主体的かつ積極的にその保全に努める。

##### (3) 事業者(採取者)の責務

- ・県内地下水の採取者(一定規模以上(吐出口の断面積 14cm<sup>2</sup> 超)の揚水設備を用いて地下水を採取する者)は、揚水設備の場所、ストレーナー位置、採取期間、用途、採取予定量等の届出を行うとともに、毎年、採取量を報告する義務を負う。

##### (4) 県の責務

###### ○地下水保全に関する調査(水位・水質モニタリング)

- ・県は、採取者からの届出をもとに、地下水に係る水位及び水質の調査が必要と考えられる水道水源の井戸等を定点(数箇所)とし、調査を実施する。
- ・定点の設定は、市町村の協力を求め、必要に応じてデータ等の提供を受けるとともに、調査結果を公表する。

###### ○適切な情報の提供

- ・県は、採取者に対して周辺の利水に対する影響に配慮するよう助言する。

###### ○実態把握等のための立ち入り調査

- ・県は、周辺の利水に対する影響が生じた場合、その実態把握等のため、地下水を採取する事業所等へ立ち入り調査を実施することができる。

###### ○勧告及び公表

- ・県は、採取者から届出・報告がない場合に届出等をおこなうよう勧告し、勧告に従わない場合には当該事業者等の名称や勧告の内容を公表することができる。

##### (5) 持続可能な利用のための推進組織

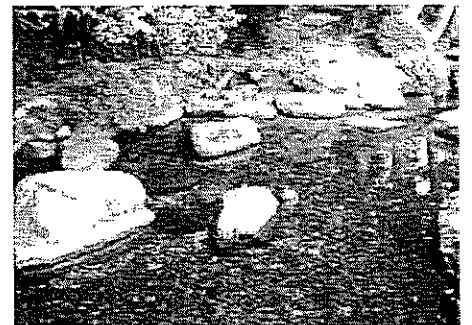
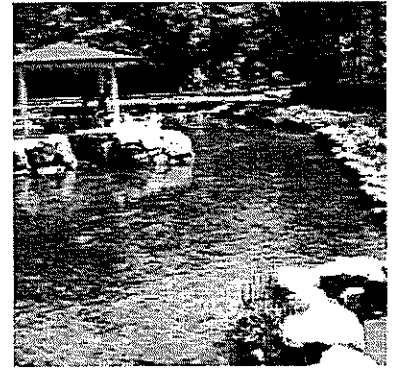
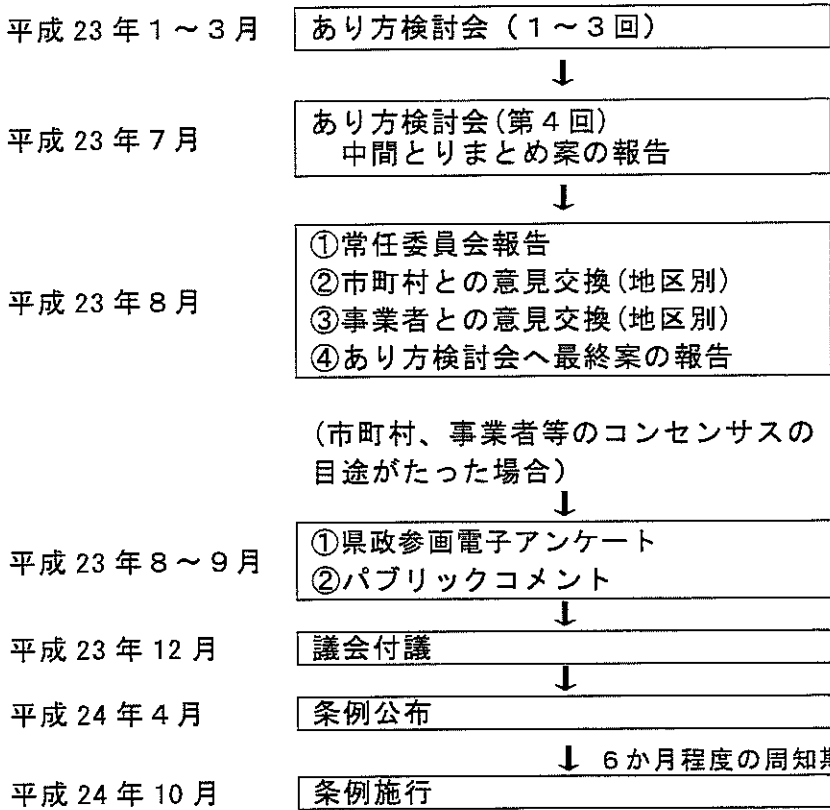
- ・県は、地下水の持続可能な利用を推進するため、市町村及び採取者等の関係者で組織する協議の場を設置するものとする。

##### (6) 将来に備えた規制の追加

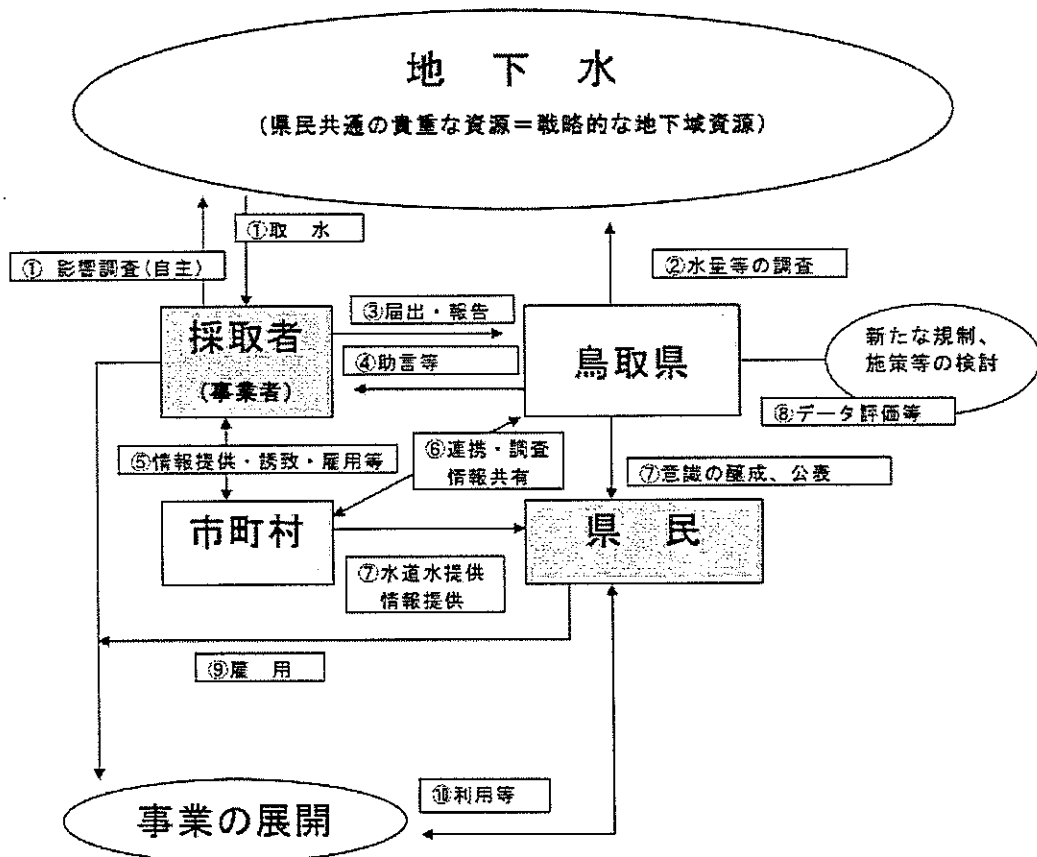
- ・県は、モニタリング等の結果、地下水の枯渇や塩水化の発生の兆候が認められた場合には、当該地域について、新たな揚水設備の設置に際し周辺井戸への影響調査を義務付けるなどの措置を検討することとする。なお、その際には、市町村長の意見を聞き、環境審議会に諮問するものとする。



6 条例制定の検討スケジュール



7 持続可能な地下水利用に係る関係のイメージ図



# 「鳥取県食品衛生法施行条例」の一部改正に係るパブリックコメントの実施結果について

平成23年8月22日

くらしの安心推進課

## 1 意見募集期間

平成23年7月26日(火)～平成23年8月12日(金)

## 2 条例改正案の概要

(1) 生食用食肉及び牛の肝臓の取扱いに関する公衆衛生上講ずべき措置の基準及び営業施設の基準を次のとおり定める。

### ①公衆衛生上講ずべき措置の基準

(牛又は馬の生食用食肉の取扱い)

- ア 包丁、まな板等の器具は、生食用食肉専用とし、使用後は洗浄消毒すること。
- イ 生食用として加工する肉は、凍結していない枝肉から衛生的に切り出すこと。
- ウ イにより加工した牛の肉は、気密性があり、衛生的な容器に入れ、加熱処理を行った後、冷蔵設備又は冷凍設備で保管すること。
- エ 肉の表面の汚染を内部に浸透させるおそれのある処理は行わないこと。
- オ 生食用食肉を提供し、又は販売する時は、イからエまでの基準にあった肉を使用すること。
- カ 生食用食肉について、病原微生物の検査を定期的に行うこと。
- キ 生食用食肉を提供し、又は販売する施設は、病原微生物を原因とする食中毒のおそれについて注意を喚起すること。
- ク 生食用食肉の取扱いについて定める手引書を作成し、食品取扱者に遵守させること。
- ケ 食品衛生責任者に、生食用食肉の取扱いに関する講習（知事が指定するものに限る。）を受講させること。

(牛の肝臓の取扱い)

牛の肝臓を提供し、又は販売するときは、完全に加熱し、又は加熱用であることを明示すること。

### ②営業施設の基準

- ア 他の設備と明確に区分された専用の処理台若しくは調理台及び設備並びに専用の消毒設備を設けること。
- イ 牛の生食用食肉を加熱殺菌を行うための十分な能力を有する専用の設備を設けること。
- ウ 牛の生食用食肉を加熱殺菌後、冷却を行うために十分な能力を有する設備を設けること。

(2) 飲食店営業等の施設基準は、衛生上必要なものに限定する。

## 3 応募のあった意見の概要

(1) 意見のあった件数： 266件

牛又は馬の生食用食肉の取扱いに「賛成」	…	1件
牛の肝臓の取扱いに「賛成」	…	1件
牛の肝臓の取扱いに対する「意見」	…	263件
飲食店営業等の施設基準の緩和に「賛成」	…	1件

(2) 改正内容に対する意見と対応 (牛の肝臓の取扱いに対する「意見」)

意見の主な内容	件数	対応方針	
条例で禁止しなくても、提供者と消費者の「自己責任」でよいのではないか	13	生レバーの内部には、食中毒菌であるカンピロバクターがかなりの確率(11~25%)で存在していることがわかっている。また、重症化しやすい腸管出血性大腸菌が存在している可能性もある。 これらの食中毒菌はレバーの内部にも存在しているため、加熱以外に有効な除去方法はない。このように、食中毒の危険性がわかっており、また、加熱以外に有効な方法がないことから、県民の健康の保護を図るためにもレバーの生食用としての提供禁止はやむを得ないと考える。	
食文化であり条例での禁止は不要	15		
食中毒の危険性についての店頭表示や注意喚起のみの規制でよい	3		
資格制や許可制にしてはどうか	13		
提供禁止ではなく、監視徹底等の県の対応を条例化すべき	4		
提供禁止でなく、罰則を強化すべき	4		
提供禁止より、生レバーが食べられる環境づくりを行うべき	18		
衛生的な店で適切に処理すればよいのでは	23		
この度の食中毒を起こした一部の店の問題で全体を規制するのはいかなるものか	13		
県のパフォーマンスとしか思えない	2		
禁止に反対(生レバーが好き、生レバーが食べたい、禁止は困る等)	127	国においては腸管出血大腸菌による汚染の状況等を調査・検討することとしているが、当面の間は各都道府県等に対し、生食用レバーを提供しないよう飲食店等の指導を徹底するよう求めている。基本的な考え方は同じである。 上述のとおり国も提供の自粛を求めていることであり、県民の健康保護を図るためにもやむを得ないと考える。 カキは、定期的に海域ごとの食中毒菌(ノロウイルス)の検査を行い安全性を確認している。また、生レバーによる食中毒の原因となるカンピロバクターなどは、魚の食中毒の原因となる腸炎ビブリオなどと比べて極めて少ない菌数で発症すること等から、食中毒の危険性が高いと考えている。	
国の基準や調査結果を待って、それに準じればよいのではないか	4		
生レバーの提供が禁止されれば経営圧迫につながる	8		
生ガキや魚の刺身など他の生食を禁止せずに生レバーだけを禁止するのは統一性がないのではないか	12		
飲食店で提供できなくなるにより、家庭での食中毒が増えるのではないか	4		
(合計)	263		レバーの生食による食中毒の危険性等について、様々な媒体を活用し広く県民に周知する。

4 今後のスケジュール

平成23年 9月 9月議会に条例改正案付議  
10月 条例改正案施行

## 県内でと畜される牛の肉の放射性物質の全頭検査について

平成23年8月22日  
畜産課  
くらしの安心推進課

平成23年8月11日（木）から県内でと畜されるすべての牛の肉について、放射性物質の全頭検査を開始しました。

### 1 目的

鳥取県では、放射性セシウムに汚染された稲わらは県内で流通しておらず、県内で飼養されている肉牛の放射性物質汚染の可能性はないと考えます。

しかし、現在の牛肉消費の低迷の一因が放射性セシウム汚染牛肉の流通であることから、県としても消費者の皆様の不安を一掃し、安心して鳥取県産牛肉を食べていただくため、県内唯一のと畜場である株式会社鳥取県食肉センターでと畜されるすべての牛の肉について放射性物質の検査を実施することとしました。

### 2 場所

鳥取県西伯郡大山町小竹1291-1 株式会社鳥取県食肉センター

### 3 検査実施者

#### (1) スクリーニング検査

鳥取県西伯郡大山町小竹1291-7 鳥取県食肉衛生検査所

#### (2) 精密検査※

鳥取県東伯郡湯梨浜町南谷526-1 鳥取県衛生環境研究所

※スクリーニング検査結果が250ベクレル/kg以上の場合にのみ実施する。（国の通知による。）

### 4 検査結果の公表

検査は、と畜した当日に実施し、その検査結果はと畜の翌日の午後1時頃に鳥取県農林水産部畜産課 (<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3685>) のホームページに公表しています。

### 5 検査結果について

平成23年8月11日から16日にと畜した84頭については、放射性セシウムは検出されませんでした。

### 6 他県の状況（平成23年8月17日現在）

全頭検査実施表明県：16県（検査開始済県：7県）

全戸検査実施県：6県

# 「第9次鳥取県交通安全計画（案）」に係るパブリックコメントの実施について

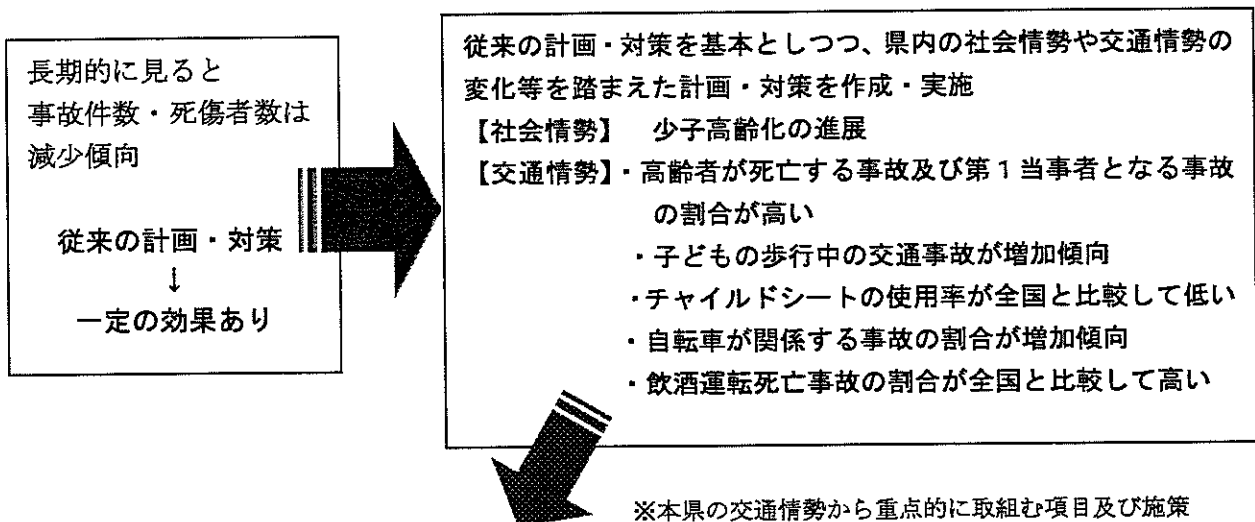
平成23年8月22日  
くらしの安心推進課

鳥取県交通安全対策会議（会長：平井知事）は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条に基づき、県内の陸上交通の安全に関して総合的かつ長期的な施策の大綱等について定めた「鳥取県交通安全計画」を、5年毎に作成しなければならないことになっています。  
このたび、「第9次鳥取県交通安全計画（案）」を作成しましたので、広く県民の皆さまからのご意見を求めるために、パブリックコメントを実施します。

## 1 第9次鳥取県交通安全計画（案）の概要

- (1) 計画の基本理念：日本一交通事故の少ない鳥取県  
究極には「交通事故のない鳥取県」を目指して、実効ある対策を重点的かつ計画的に推進
- (2) 「日本一交通事故の少ない鳥取県」を実現するために必要な視点
  - ア 人優先の交通安全思想
  - イ 交通社会を構成する「人」「交通機関」「交通環境」の三要素を考慮
  - ウ 総合的な施策の展開
- (3) 計画期間  
平成23年度から平成27年度の5年間
- (4) 計画期間中の目標  
計画期間中の数値目標として次のとおり設定
  - ア 道路交通
    - ①年間交通事故死者数：25人以下（可能な限りゼロに近づける）
    - ②年間交通事故死傷者数：1,700人以下
  - イ 鉄道交通
    - ①乗客の死者数：0人
    - ②運転事故全体の死者数減少
  - ウ 踏切道  
計画期間中（5年間）の事故件数：10件以下

## 2 県内の道路交通における現状と本計画における考え方



重点項目	鳥取県の課題や特性に応じた施策(主なもの)
重点1 高齢者及び子どもの 安全確保	<input type="checkbox"/> 高齢者交通安全教育の強化【高齢者宅への家庭訪問など】 <input type="checkbox"/> 運転免許証自主返納者への支援制度の推進 <input type="checkbox"/> 高齢者と子どもへの思いやり運転の推進 鳥取キャンペーンの実施

重点項目	鳥取県の課題や特性に応じた施策(主なもの)
重点1 高齢者及び子どもの 安全確保	<input type="checkbox"/> 通学路の安全点検と登下校時の街頭指導 <input type="checkbox"/> チャイルドシートの使用促進 <input type="checkbox"/> 歩道除雪機の整備やボランティアによる除雪の支援など冬季の安全確保
重点2 自転車利用者の安全 確保	<input type="checkbox"/> 自転車運転中の傘差しや携帯電話使用の禁止【鳥取県道路交通法施行細則の遵守の徹底】 <input type="checkbox"/> 歩道等での自転車と歩行者の分離の促進
重点3 飲酒運転の根絶	<input type="checkbox"/> 飲酒運転根絶に向けた取り組みの強化【ハンドルキーパー運動など】 <input type="checkbox"/> 安全運転意識の醸成【エコ&セーフティー・ドライブ運動などによる普及啓発】

### 3 鳥取県交通安全対策会議

会長：知事 委員：指定地方行政機関、警察本部長、教育長等

### 4 パブリックコメントの募集期間（予定）

平成23年8月23日（火）から9月20日（火）まで

### 5 今後の予定

鳥取県交通安全対策会議幹事会開催：9月下旬

鳥取県交通安全対策会議委員会開催：10月

計画策定：10月

応募期限：9月20日（火）必着

## 第9次鳥取県交通安全計画（案）について ご意見をお寄せください。

県では、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、県内の陸上交通の安全に関して総合的かつ長期的な施策の大綱等について定めた「鳥取県交通安全計画」を5年毎に策定しています。このたび、第9次鳥取県交通安全計画策定にあたり、県民の皆さまからのご意見を広く募集します。

### 第9次鳥取県交通安全計画（案）の概要

#### 計画の基本理念 日本一交通事故の少ない鳥取県

行政・警察をはじめ、企業・団体、県民など多様な主体が総合的かつ計画的に交通安全対策を推進し、「日本一交通事故の少ない鳥取県」を目指します。



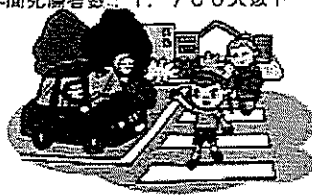
「日本一交通事故の少ない鳥取県」を実現するために必要な視点

- 人優先の交通安全思想
- 交通社会を構成する「人」「交通機関」「交通環境」の三要素を考慮

#### 道路交通

【期間中の目標】

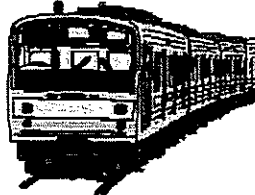
年間死者数：25人以下  
（可能な限りゼロに近づける）  
年間死傷者数：1,700人以下



#### 鉄道交通

【期間中の目標】

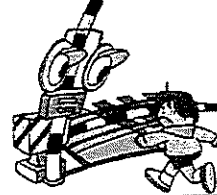
乗客の死者数：0人  
運転事故全体の死者数減少



#### 踏切道

【期間中の目標】

計画期間中（5年間）の  
事故件数：10件以下



**計画期間** 平成23年度から27年度の5年間

**計画期間における目標** 究極的には「交通事故のない鳥取県」ですが、計画期間内に達成すべき数値目標を設定

#### 【計画（案）の閲覧方法】

くらしの安心推進課のホームページに掲載しています。また、県庁県民課、各総合事務所県民局及び県立図書館でも閲覧できます。郵送希望の方は、下記問合せ先へご連絡ください。

#### 【応募方法】

- ・様式は自由です。（裏面をご活用ください。）
- ・郵送、ファクシミリ、電子メールでお寄せいただくか、県庁県民課、各総合事務所県民局、県立図書館に設置している意見箱へ投函してください。

#### 【結果の公表】

いただいたご意見への対応については、とりまとめてホームページ等で公表します。

#### 【応募先・問い合わせ先】

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（〒680-8570 鳥取市東町1-220）

電話 0857-26-7284 ファクシミリ 0857-26-8171

電子メール [kurashi@pref.tottori.jp](mailto:kurashi@pref.tottori.jp)

ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=153625>